

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 49

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

○キャッシュカードのすり替え被害が連続発生！

7月中旬、札幌市内でニセ警察官等にキャッシュカードを盗まれる事件が4件発生！

主な手口は、〇〇警察の□□□です！「詐欺グループを捕まえたら名簿にあなたの名前があった」「あなたの口座からお金が引き下ろされている」「金融庁の職員が自宅へ行く」などと電話がきた後に、ニセ金融庁の職員が被害者宅を訪問し、「キャッシュカードを封筒に入れて割印をするので印鑑を持って来て」などと言い、印鑑を取りに行かせた隙に、カードが入っている封筒を別の封筒にすり替えてカードを盗むものです。他人にキャッシュカードを渡さない！また、キャッシュカードの暗証番号は、絶対教えない！

(情報提供元：北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係)

△ネット通販での健康食品等の定期購入にご注意！

ネット通販による健康食品等に関する苦情が全国の消費生活センター等に多数あり。

パソコンとスマホで表示される内容が異なるケースやスマホでも検索サイトとニュース配信アプリ等から遷移した場合には表示内容が異なるケースがあります。パソコンでは特定商取引法等を意識した広告が、スマホでは法律違反が疑われる広告がみられます。

相談事例；娘がネットでダイエットサプリを定期購入コースで注文した。2回目に商品が大量に届き、高額な請求を受け、1回目は送料のみで300円、2回目は4ヶ月分20袋で4万円弱の請求書が入っていた。ネットの広告を確認すると支払わなければ解約できないと記載されていた。娘は2回目の金額は2千円弱だと思っていた。広告には「ホルモンバランスを整える、1袋無料で始められる。2回目は2千円弱」と出ている。解約したい。

この商品は、高麗人参とハチミツ等を配合したサプリであり、この商品の定期購入に関する相談が全国の消費生活センター等に今年3月頃から入り始め、4月以降急増している。相談内容は、ほとんどが上記**相談事例**と同様であり、パソコンでは、「赤枠で定期購入総額4万円弱」と『自信が持てない、キレイでいたい、鏡を見てガッカリ。生活習慣を見直したい女性に、ガンガン動いて健康美人に、**食生活サポートサプリメント**』と表示されていた。一方、スマホでは、「初回送料のみ300円。2回目以降もお得な1袋2千円弱、2回目は4ヶ月分一括が条件と記載。総額は表示無し。」『ブヨブヨ、パツパツ、ズッシリ。「何をやってもダメ」な女性のダイエットに、ガンガン燃やしてギュッと絞る！**ダイエットサポートサプリメント**』とダイエットを前面に打ち出した表示である。

(情報提供元：消費者庁及び独立行政法人国民生活センター)

相談事例(稚内市消費者センター)

● パソコンに警告音と共にソフト破損と表示、修復ソフトを購入させられた!

【相談内容】

パソコンを検索中、突然警告音と共に「セキュリティシステム破損」と表示。「大至急〇〇クリーナー(ソフト)を購入せよ」と3分以内の秒読みが始まり、パニックに陥り、ソフトを購入した。パソコンには、セキュリティソフトが入っており、不審に思い、事業者名を検索すると「詐欺だ」との書き込みが多いので騙されたと思った。クレジット会社へ、カードの再発行を依頼した。警察へ出向いて、状況を説明すると「詐欺なので絶対連絡しないこと。念の為に消費者センターにも相談するように」と言われた。対処法は?



【対処】

状況などを詳しく聴きたいので、センターへ来訪を願うと相談者が来訪した。相談者に「何らかの方法で解約の意思を事業者へ伝える必要がある。」と伝えると、「警察から言われた通り、自分からは決して連絡はしない。」とのこと。

そこで、センターから事業者へ架電しても良いか尋ねると本人は了解した。

センターのパソコンで事業者の利用規約(英文)を検索、翻訳すると、サービスが提供された日の7日後までに理由を述べることなくキャンセルできると記載されていた。

事業者へ架電(外国人が対応し)、解約したい旨を伝えるとキャンセルを承諾した。



困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間:月曜日~金曜日午前10時~午後4時(祝祭日は除く)

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 8月11日 ・ 9月8日 ・ 10月20日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413